

教務研究委員会編

短期大学教務必携

(第十次改訂版)

日本私立短期大学協会

序 文

2002（平成14）年8月5日、中央教育審議会は「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」と題する答申を公表した。日短協の常任理事会で初めてこの原案を見たのは約3年前だが、その時の震えるような感動を忘れることはできない。

私が高等教育に関係して約40年だが、その間で最大の衝撃をうけた提言だと言っても過言ではない。その最も重要な部分を答申の中から引用しよう。

「・・・国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化に対して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらのことにより、・・・新たなシステムを構築することとする。」ということになったのである。

教務事務を担当する者も、この激変の方向をしっかりと認識し、対応に誤りなきことを強く期待するものである。

2002年11月、学校教育法が改正された。これを受け、2003年3月には、短期大学設置基準を始めとする各種省令が改正され、併せて、関連の告示が出された。

本年度お届けする「短期大学教務必携」第10次改訂版は、2004年10月以降に改正された規則等に関連する箇所の改訂を中心とする見直しを行ったものである。日常の業務を遂行する際の参考とされたい。

本委員会としては、今後ともこれらの改革の方向性をしっかりと見据えながら情報収集につとめ、短期大学の教務事務の充実に貢献したいと考えている。これについて会員校各位の御意見や御助言を切にお待ち申しあげています。

なお、最後になりましたが、「短期大学教務必携」作成について、ご協力いただいた文部科学省大学課 短期大学係並びに大学設置事務室や日本私立短期大学協会事務局の方々に心から感謝の意を表します。

平成17年10月

坂 田 正 二

（教務研究委員会 委員長）
（広島文化短期大学 理事長・学長）
（呉大学短期大学部 理事長）

目 次

第一部 教務の手引き

I 学 生 編

第1章 入学者の選抜	3
1. 入学試験の目的	3
2. 入学資格に関する法的規定	3
(1) 入学資格	3
(2) 外国人留学生の取扱い	12
3. 入学者選抜制度	15
4. 選抜期日	16
5. 調査書	16
6. 学力検査等	17
(1) 個別学力検査	17
(2) 大学入試センター試験の利用	17
(3) 小論文, 面接, 実技検査, 外部資格試験等の活用	18
7. 入学者選抜試験実施における注意事項	18
(1) 健康状況の把握及び障害のある者への配慮	18
(2) 入試情報の取り扱い	19
(3) 入学者選抜の実施に係るミスの防止	19
8. 入学試験に関する諸問題	19
第2章 学籍と学籍（学生）異動	22
1. 学籍簿と指導要録	22
2. 学籍の記録	22
(1) 入学	23
(2) 卒業	26
(3) 学籍（学生）の異動	26
3. 学籍に関する諸問題	29
(1) 学生納付金	29
(2) 懲戒	30
(3) 科目等履修生・研究生・委託生	32
4. 学籍に関する証明書	33
5. 学籍簿の編成と保存	34
(1) 学籍簿等の編成	34
(2) 学籍簿等の保存・管理	35

第3章 教育課程と履修登録 37

1. 教育課程（カリキュラム）の意義	37
2. 教育課程に関する法的規制	37
(1) 教育課程の編成方針	37
(2) 教育課程の編成方法	38
(3) 単位・単位数	38
(4) 授業期間	39
(5) 授業時間	40
(6) 授業の方法	40
(7) 昼夜開講制	42
3. 履修指導と履修登録	42
(1) 履修の意義	42
(2) 履修指導	42
(3) 履修登録	43

第4章 授業と試験 46

1. 授業の意義	46
2. クラス規模	46
3. 教育機器	46
4. シラバスの作成	47
5. 授業出席の義務と出欠席調査及び休講に対する補講	47
6. 試験の目的	47
7. 試験の方法と種類	48
8. 試験の実施時期	49
9. 試験の実施手順	49
10. 不正行為	49

第5章 成績評価と単位の認定 51

1. 成績評価と単位認定	51
2. 成績評価の表示方法	51
(1) 点数で表示する方法	51
(2) 記号で表示する方法	51
(3) 合否で表示する方法	52
(4) グレード・ポイント・アベレージ（GPA）で表示する方法	52
3. 成績の記録と保存	52
4. 単位互換制度に伴う単位認定	53
5. 短期大学又は大学以外の教育施設等の学修成果の認定	55

6. 既修得単位の認定	56
7. メディアを利用して行う授業の学修成果の認定	57

第6章 卒業 59

1. 卒業のための最低必要条件	59
2. 卒業要件単位数の上限	60
3. 卒業の期日	60
4. 学年途中での卒業認定	60
5. 大学評価・学位授与機構による学位の授与	61

II 教員・職員編

第1章 教員 67

1. 種類と職務	67
(1) 種類	67
(2) 職務	68
2. 教員数	70
(1) 設置基準上の規定	70
(2) 通信教育の専任教員数	72
3. 資格	74
(1) 教員資格規定の成立	74
(2) 教員の種類別資格規定	74
(3) 資格審査	75
(4) 教員の年令制限	76
4. 勤務と研究	76
(1) 勤務	76
(2) 研究	77
(3) FD（ファカルティ・ディベロップメント）	78

第2章 職員 79

1. 種類と職務	79
(1) 種類と職務	79
(2) 専任職員の人数	82
2. 勤務と研修	82
(1) 勤務	82
(2) 研修	82

(3) SD (スタッフ・ディベロップメント)	83
第3章 教授会等	84
1. 教授会	84
2. 代議員会等	85
3. 各種委員会	85

Ⅲ 運 営 編

第1章 学科・専攻	89
1. 短期大学の成立と学科・専攻課程の概念	89
2. 学科・専攻課程の設置	89
(1) 夜間学科	91
(2) 専攻科・別科	91
(3) 大学評価・学位授与機構が認定した専攻科	99
(4) 名称変更	99
(5) 通信教育学科	100
3. 学科・専攻の現況	100
第2章 学生収容定員	101
1. 定員の概念	101
2. 収容定員変更手続	101
3. 臨定の延長及び恒常化	102
第3章 学 則	103
第4章 大学評価	110
1. 自己点検・評価のスタート	110
2. 自己点検・評価の義務化と大学評価・学位授与機構の発足	110
3. 認証評価機関による第三者評価	111
4. 法令違反状態の大学に対する措置	113
第5章 取得可能な資格等	114
第6章 教務所管事項の記録と整理	115

第二部 教務関係用語の解説

教務関係用語の解説	120
索引	183

第三部 短期大学関係法令 Q & A

短期大学関係法令 Q & A	191
資料1 短期大学設置基準	201
資料2 大学（短期大学）関係教育法令（抜粋資料）	223
1) 教育基本法	223
2) 学校教育法	223
3) 学校教育法施行令	248
4) 学校教育法施行規則	250
5) 私立学校法	267
6) 大学への編入学に係る専修学校の専門課程の 総授業時数を定める件	268
資料3 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	271

〔注〕 不明な用語については、第二部「教務関係用語の解説」を参考にしてください。